

臨時報告第8号様式

		播セ発第3240号 令和6年11月28日
矯正局長 大阪矯正管区長		殿 播磨社会復帰促進センター長
自殺事故報告（刑事施設）		
事 案 の 概 況	令和6年9月17日（火）午前5時49分頃、当センター第[]寮[]階第[]室（単独室）において、事故者がタオル2本を連結した上、同室窓側にある鉄格子にタオルの一端を結び付け、もう一端を輪状にして、その輪の中に首を入れ、両足を前方に投げ出して座った状態でい首しているのを職員が発見し、直ちに非常ベル通報した。 同時51分頃、同室に駆け付けた応援職員が事故者の救命措置を講じるとともに、同時53分頃、119番通報し、外部医療機関に緊急搬送したものの、同日午後11時10分、同医療機関医師により死亡が確認されたもの。 なお、事故者の最終生存確認時刻は、同日午前5時29分頃であり、職員が同階を巡回した際、事故者が便所前の床付近に座り込んでいるなどの動静は認めていない。	
事 案 の 状 況	1 発 生 年 月 日 2 発 覚 時 刻 3 場 所 4 方 法 5 経 緯	1 令和6年9月17日（火） 2 午前5時49分頃 3 第[]寮[]階第[]室（単独室） 4 タオル2本を連結した上で、同室窓側の網戸を破損させてできた隙間から同窓枠の鉄格子部分（床からの高さ約120センチメートル）にタオル（長さ約80センチメートル、幅約23センチメートル）の一端を結び付け、もう一端のタオル（長さ約81センチメートル、幅約26センチメートル）を輪状にして首に巻き付けた状態で、両足を投げ出した状態で座り込み、い首したことによる。 5 (1) 事故者は、[]第[]寮[]階第[]室（単独室）に収容されていた。 (2) 令和6年9月17日（火）午前5時29分頃、第[]寮[]階において、職員が同階第[]室内を視察した際、事故者がベッドの上で横がしていた

のか、便座に座っていたのか等は明確に記憶していないものの、少なくとも、便所前の床上付近に座り込んでいるなどの異状は認めなかった。

- (3) 同時49分頃、巡回勤務中のA看守が同室内を視察すると、事故者が居室奥側の窓枠の鉄格子部分に連結させた2本のタオルの一端を結び付け、もう一端を自己の首に巻き付け、両足を投げ出した状態で座り込んで、い首しているのを現認したため、直ちに非常ベル通報した。

なお、

- (4) 同時51分頃、同通報により駆け付けた監督当直者他数名の職員で事故者の居室を開扉して入室し、上記状況でい首している事故者を認めた監督当直者は、直ちに救急車の要請及びAEDの使用を指示した。

- (5) 同時52分頃、監督当直者は、B看守部長に事故者の身体を支えさせた上で、

同室床に事故者を仰向けに寝かせた。

- (6) その際、事故者の身体状況を確認すると、

ため、監督当直者は、直ちに胸部圧迫を開始するとともに、AEDを使用したところ、AEDから電気ショック不作動の音声ガイダンスがあったことから、その後もC看守をして胸部圧迫、人工呼吸器使用等の蘇生措置を継続した。

- (7) 同時53分頃、D主任看守が119番通報した。

- (8) 同通報後、緊急搬送に備えるべく、監督当直者の指揮により、職員数名で事故者をストレッチャーに乗せ、同職員らによる胸部圧迫を継続しながら庁舎出入口へ搬送し、事故者をストレッチャーに乗せる際に外れたAEDを再装着の上、同音声ガイダンスに従い、救急隊員が到着するまでの

間、職員が順次交代して、事故者の胸部圧迫を継続した。

(9) 午前6時9分頃、救急隊員3名が当センターに到着したため、事故者を引き継いだ。

(10) 同時15分頃、救急隊員により、外部医療機関へ向けて事故者の搬送が開始され、同時27分頃、同医療機関に到着した。

(11) [REDACTED]

(12) 同時25分、事故者を [REDACTED] した。

(13) 同時49分頃、神戸地方検察庁姫路支部に対し、事故者を同医療機関に緊急搬送した旨、また、同日午前8時25分頃、事故者を [REDACTED] した旨をそれぞれ連絡した。

(14) 同日午後11時10分、同医療機関医師により、事故者の死亡が確認された。

[REDACTED]

(15) 同時20分、神戸地方検察庁姫路支部に対し、事故者の死亡を連絡した。

(16) 翌18日(水)午前2時から同時57分までの間、同医療機関において、神戸地方検察庁姫路支部検察官による司法検視が実施され、同検視に合わせて、当センターによる行政検視を実施した。

(17) 同日午前3時25分から同4時16分までの間、当センターに来所した神戸地方検察庁姫路支部検察官1名、同支部検察事務官1名、兵庫県警察本部刑事部捜査第一課警察官2名及び兵庫県加古川警察署刑事第一課警察官2名による現場検証が実施された。

なお、検察官から本件事案に係る職員の一連の対応の映像検証、事故者の居室の現場検証が実施された結果、本件については、事件性が認められず、司法解剖は実施しないとの所見が示され、同機関医師からは、事故者の直接死因は、「縊頸」との診断が示された。

(18) [REDACTED]

	<p>6 使用器具</p> <p>7 逮捕制圧等の状況</p> <p>8 事故による犯罪</p> <p>9 その他</p>	<p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>6 タオル2本（1本は熱中症対策の一環として貸与しているアイスノン極冷えタオル（長さ約80センチメートル×幅約23センチメートル）、もう1本は私物タオル（長さ約81センチメートル×幅約26センチメートル）を連結したことによる。</p> <p>7 該当事項なし</p> <p>8 該当事項なし</p> <p>9</p> <p>(1) [Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>[Redacted]</p> <p>(2) [Redacted]</p> <p>[Redacted] 遺書が発見され、 [Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>
<p>関係者</p>	<p>1 関係者の種別</p> <p>2 身分（性別）</p> <p>3 氏名</p> <p>4 生年月日</p> <p>5 罪名</p>	<p>1 自殺企図者</p> <p>2 懲役受刑者（男）</p> <p>3 [Redacted]</p> <p>4 [Redacted]（3歳）</p> <p>5 [Redacted]</p>

	6 刑名・刑期	6	
	7 刑の起算日	7	
	8 刑の終了日	8	
	9 入所度数	9	
	10 制限区分及び優遇区分	10	
	11 所内における行状	11	
	12 住所	12	
	13 国籍	13	
	14 要注意者等の指定の有無	14	
職員の状況	1 配置及び勤務状況	1	
	2 監督方法	2	30分間に1回以上の頻度で巡回を行っていた（巡回視察の頻度に係る特例等の試行対象施設）。
	3 職責処理の状況	3	該当事項なし
事態収拾の措置	1 職員の非常招集	1	該当事項なし
	2 非常配置箇所数、時間及び人員	2	該当事項なし
	3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況	3	該当事項なし
	4 警察官署への依頼	4	該当事項なし
関係者に対する	1 懲罰	1	該当事項なし
	2 事件送致等	2	該当事項なし

措置		
事案の原因・動機	<p>1 関係者の動機</p> <p>2 施設側の問題点等</p>	<p>1 事故者の居室等の検査を実施したところ、私物保管箱内から通の遺書が発見され、 [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] 詳細は不明である。</p> <p>2 [redacted] [redacted] [redacted] [redacted]</p>
改善事項	<p>1 問題点等に対する改善した事項</p> <p>2 問題点等に対する改善すべき事項</p>	<p>1 令和6年10月2日付けで処遇首席指示第63号「自殺事故の再発防止について」を発出し、 [redacted] [redacted] [redacted] [redacted] [redacted]</p> <p>2 該当事項なし</p>
その他参考事項	<p>1 収容人員</p> <p>2 取材・報道関係</p> <p>3 その他</p>	<p>1 本件事故当日の開室人員は535名であり、第[redacted]寮[redacted]階には27名(事故者を含む。)が収容されていた。</p> <p>2 本年9月18日(水)午後4時24分頃、神戸司法記者クラブ加盟各社、神戸司法民法記者クラブ加盟各社及び加古川記者クラブ宛てに本件事案を公表したところ、その後、5社からの取材があり、本日現在、2社(神戸新聞(ネット記事を含む)及び朝日新聞)による報道を確認している。</p> <p>3 (1) 本件については、 [redacted] [redacted]</p>

事案であるが、結果の重大性に鑑み、今後、より慎重を期する観点から、以下の対策を講じることとした。

ア

令和6年10月2日付けで処遇首席指示第63号「自殺事故の再発防止について」を発出し、

イ

同首席指示において、

(2)

機密性 2 情報 完全性 1 情報 可用性 1 情報

--	--	--	--